

平成21年8月17日

大阪司法記者会加盟社 御中

大阪地方裁判所長 佐々木 茂 美



裁判員経験者の記者会見について

当裁判所（以下「裁判所」という。）は、貴司法記者会（以下「司法記者会」という。）から、裁判員経験者の記者会見を司法記者会主催のもと実施したい旨の連絡があったときは、別添の要領により、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、記者会見の実施状況により、下記の取扱いを変更し、又は停止することがあり得ますことを御承知おきください。

記

1 裁判員経験者の意向確認等

裁判所は、判決宣告後速やかに、裁判員経験者に対し、記者会見に出席するか否か（出席いただける場合は、氏名等の公表に差し支えがあるか否か）、及びカメラ取材（冒頭撮影）に応じるか否かについて、意向を確認する。

その際、裁判所は、裁判員経験者に対し、記者会見を実施する趣旨を説明し、また、評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らすことができないことについて注意を喚起する。

2 記者会見場所の提供等

裁判所は、1の意向確認の結果、記者会見の出席に同意する裁判員経験者がいるときは、その旨を総務課を通じて司法記者会の幹事社に伝え、かつ、裁判所内の適宜の場所を記者会見場所として提供する。

裁判員経験者記者会見実施要領

1 記者会見の実施日時等

記者会見は、判決宣告当日、判決宣告後（閉廷後）に行い、司法記者会がこれを主催する。記者会見の開始時刻及び終了時刻を定めるについては、裁判員経験者の意向を最大限尊重する。

そのために、裁判所担当者は、記者会見開始時刻及び終了時刻についての裁判員経験者の意向を聴取した上、司法記者会にこれを伝える。

2 記者会見の出席者

記者会見には、司法記者会加盟社の記者（原則として各社1人）及び司法記者会が出席を認めた司法記者会加盟社以外の者が出席する（ただし、記者の交代は可能とする。）。

3 裁判所担当者の記者会見への立会い

記者会見には、裁判所の担当者が立ち会うこととする。

4 記者会見の実施要望書の事前提出

司法記者会が記者会見の実施を希望するときは、幹事社（ムービーを含む写真撮影を希望するときは、その幹事社を含む。）は、原則として、判決宣告予定日の3日（裁判所の休日は含まない。）前までに、別紙「裁判員経験者記者会見実施要望書」を総務課あて提出する。

裁判員経験者に対する質問は、原則として、幹事社が事前に提出した質問事項の趣旨に沿って行う。

5 冒頭撮影

- (1) 記者会見場所における撮影はスチール、ムービーとも代表取材とし、撮影時間は、撮影に同意した裁判員経験者が入室した後、裁判所担当者が合図したときから2分間とし、その合図によって終了する。

- (2) 撮影終了後、カメラマン等は、記者会見場所から撮影機材等を速やかに撤収する。
- (3) 記者会見場所における撮影場所は、裁判所担当者が、司法記者会の意見を聞いた上、指定する。

6 その他

- (1) 記者会見の取材結果は、本件対象事件にかかる報道記事、報道ニュース以外には使用しない（目的外使用はしない。）。
- (2) 記者会見では、生中継放送せず、また、制度開始当初から当面の間、音声を録音しない。司法記者会が強い希望を有している音声録音・録画とその放送については、裁判所は、制度開始後、裁判員経験者から寄せられた意見、感想等を司法記者会にも伝えて、記者会見の実施状況を検討するとともに、最高裁判所と日本新聞協会及び日本民間放送連盟との協議の状況を踏まえ、司法記者会との間で音声録音・録画とその放送の可能性、実施時期について協議を行うこととする。
- (3) 裁判所担当者は、記者会見における質問内容及び裁判員経験者の回答について、関係者のプライバシー又は守秘義務を定めた裁判員法の趣旨に照らし、必要な意見を述べ、指摘等を行う。

(別紙)

裁判員経験者記者会見実施要望書

大阪地方裁判所 御中

平成21年〇月〇日

大阪司法記者会幹事社 ○○○○新聞社

責任者 ○ ○ ○ ○ 印

大阪司法記者会スチール幹事社 ○○○○新聞社

責任者 ○ ○ ○ ○ 印

大阪司法記者会ムービー幹事社 ○○○○テレビ

責任者 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり裁判員経験者に対する記者会見を開催したいので、裁判員経験者の意向確認、記者会見場所の提供等の手配をお願いします。

なお、記者会見に当たっては、平成21年8月17日付け事務連絡「裁判員経験者の記者会見について」の実施要領に記載されている各項目内容を遵守し、これに違反したときは、以後同様の手配が受けられなくなっても異議を申し出ません。

記

1 記者会見実施日時

平成〇〇年〇月〇日（開始時刻及び終了時刻は、2の対象事件の判決宣告後の、裁判所が裁判員経験者の意向を踏まえて指定する時刻等とする。）

2 対象事件

担 当 部 第〇刑事部

被告事件名 ○○○○被告事件

被告人氏名 ○○○○

3 記者会見出席者

別紙1のとおり

4 質問事項

別紙2のとおり

(別紙1)

記者会見参加社名簿

以下のとおり、記者会見には、記者〇〇人及びカメラマン等〇人の合計〇〇人が出席します。

1 記者 (計〇〇人)

〇〇新聞 〇人

〇〇新聞 〇人

〇〇新聞 〇人

〇〇新聞 〇人

〇〇通信 〇人

〇〇通信 〇人

〇〇放送 〇人

〇〇テレビ 〇人

〇〇テレビ 〇人

週刊〇〇 〇人 (※司法記者クラブ非加盟社記者)

2 カメラマン等 (計〇人)

スチール：〇〇新聞所属カメラマン及びライトマン (アシスタント) 計〇人

ムービー：〇〇放送所属カメラマン及びライトマン (アシスタント) 計〇人

(別紙2)

裁判員経験者に対する質問事項

(例)

- 1 裁判用語を理解できたか？
- 2 被告人の有罪無罪や刑を決めることにプレッシャーを感じたか？
- 3 ○○○○については、・・・・・・・・？

平成21年8月17日

確 認 事 項

大阪地方裁判所と大阪司法記者会は、平成21年8月17日付け事務連絡「裁判員経験者の記者会見について」（以下、本事務連絡という。）に関し、以下のとおり合意した。

- 1 裁判員経験者の記者会見は、本事務連絡に従って行う。

なお、本事務連絡に記された事項について、運用上の支障が生じた場合は、裁判所と司法記者会とで協議し、改善を講じるものとする。

- 2 記者会見は本来、取材・報道の自由にに基づき、報道機関が自主的に行うものであるが、司法記者会は、裁判員制度について、裁判員経験者の負担等に配慮し、当面の記者会見の在り方に関する裁判所の考えを理解する。裁判所は、こうした司法記者会の考え方を理解し、司法記者会主催の記者会見に協力する。

- 3 裁判所は、取材が個別に行われた場合、裁判員経験者に負担となることを懸念しており、報道機関各社が裁判員経験者から示された意向を十分尊重した取材活動を行うものと理解している。

報道各社が記者会見に続いて補足の取材を希望し、裁判員経験者に対しその意向確認をするというのであれば、裁判所としては、そのような補足取材の申し出があり得ることについても、裁判員経験者に対しあらかじめ説明しておくことになる。その過程で裁判員経験者から補足取材に関し何らかの意向表明がされたときは、その意向を司法記者会側へ伝える。

- 4 裁判所は、記者会見に参加する報道各社が、裁判員法を始めとする法令を遵守し、その趣旨を尊重した取材、報道を行うことを前提にして、記者会見への協力を行うものである。したがって、裁判員経験者から、守秘義務違反又は関係者のプライバシー侵害に当たるような発言があった場合には、報道各社は報道を差し

控えるものと理解している。

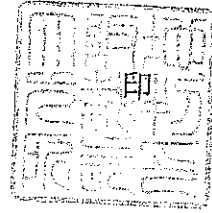
守秘義務等に触れるか否か微妙な発言があった場合には、裁判所としては、裁判員経験者保護のために、その発言の当否について意見を述べる必要があるので、そのために必要な双方の窓口や一定の時間（守秘義務に反するおそれがある理由の説明や裁判所内において検討するための時間を含む。）を確保する。

以 上

平成21年8月17日

大阪地方裁判所 所長

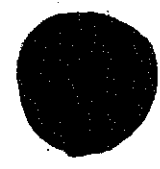
佐々木 茂 美



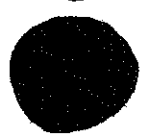
大阪司法記者会常駐社

別添のとおり

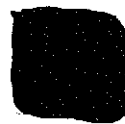
朝日新聞大阪本社 社会グループ エディター



司法記者会キャップ



日本経済新聞社大阪本社 編集局社会部長



司法記者会キャップ



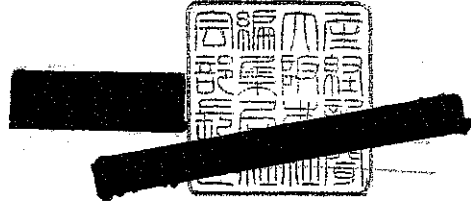
毎日新聞大阪本社 社会部長



司法記者会キャブ



産経新聞大阪本社 社会部長



司法記者会キャップ



読売新聞大阪本社 社会部長



司法記者会キャップ



時事通信大阪支社 編集部長



司法記者会キャップ



共同通信社 大阪支社 社会部長

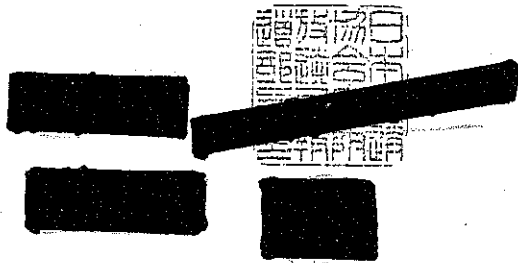


司法記者会キャップ

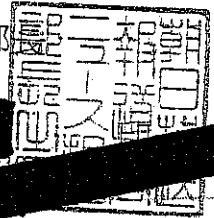


NHK 大阪放送局 報道部長

司法記者会キャップ



朝日放送 報道局 ニュース情報センター ニュース担当部



司法記者会キャップ



関西テレビ放送 報道部長



司法記者会キャップ



毎日放送 報道局ニュースセンター長



司法記者会キャップ



読売テレビ放送 報道部長



司法記者会キャップ



テレビ大阪株式会社 報道部長



司法記者会キャップ

